# 次期通常国会に向けた諸課題の検討状況について

平成 21 年 12 月 環境省

## 地球温暖化対策の基本法案について

#### 【背景】

- ○前通常国会に民主党から「地球温暖化対策基本法案」を提出。
- ○「連立政権樹立に当たっての政策合意」(H21年9月)に「低炭素社会構築を国 家戦略に組み込み、地球温暖化対策の基本法の速やかな制定を図る。」と明記。

### 【検討状況】

- ○前通常国会に提出された民主党法案をベースに、「地球温暖化問題に関する閣僚委員会」における議論等を踏まえて検討する予定。
- ○検討を進めるに際し、地球温暖化問題が国民生活全般に関わるものであることから、現在、国民から広く意見を募集中。(12月11日(金)~28日(月))

## 環境影響評価制度の見直しについて

#### 【背景】

- ○環境影響評価法(平成11年施行)では、施行後10年を経過した場合に、法律 の施行状況について検討を行い、必要な措置を講ずる旨を規定。
- 〇これを受け、平成21年9月から中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度専門委員会において検討。

# 【検討状況】

- ○専門委員会中間報告(本年11月)の主な検討事項は以下のとおり。
  - ①対象事業の拡充
    - 補助金の交付金化が進む中、国の交付金事業を法対象に含めることについて 等
  - ②住民等との情報交流の拡充
    - 方法書段階での説明会の開催
    - 方法書・準備書等のインターネット上での縦覧
  - ③国・地方公共団体からの意見提出に関する手続の見直し
    - 許認可権者が地方公共団体である事業について、現行法では環境大臣の意見提出の 機会はないが、全国的な視点からの意見提出を可能とすることについて 等
  - ④事後調査手続の整備
    - 事後調査の結果の公表が一部にとどまっていることを踏まえた対応について 等 \*「事後調査」:工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査
  - ⑤戦略的環境アセスメントに関する手続の整備
    - 事業の位置、規模等の検討段階での戦略的環境アセスメント(SEA)について、現在、ガイドラインを策定して事例を積み重ねており、その法制上の位置付けについて 等
- ○今後、更に審議を重ね、答申案についてパブリックコメントを実施の上、 平成22年2月頃に答申を取りまとめる予定。

### 廃棄物処理制度の見直し

#### 【背景】

- ○廃棄物の適正な処理の確保及び適正な循環的利用の促進を巡る以下の諸 課題。
  - (廃棄物の適正な処理の確保)
  - ①不法投棄は依然として多数発覚。特に建設系廃棄物の不法投棄が多い。
  - ②最終処分場等の廃棄物処理施設による環境汚染への住民不安への配慮。
  - ③健全な廃棄物処理業者の育成。
  - (廃棄物の適正な循環的利用の促進)
  - ④再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が進んでいない。
  - ⑤不法輸出入を防止しつつ、国際的な資源の循環利用の確保が必要。
  - ⑥廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない。
- 〇これらを受け、平成20年9月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部 会廃棄物処理制度専門委員会において検討。

#### 【検討状況】

- 〇本年 10 月に専門委員会報告書(案)を取りまとめたところ、廃棄物処理制度の見直しの方向性のポイントは以下のとおり。
  - (廃棄物の適正な処理の確保)
  - ①不法投棄等の不適正処理を未然に防ぐ対策の強化
  - ・排出事業者責任の強化・徹底
    - 産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出
    - 建設系廃棄物の処理責任を元請業者に一元化 等
- ・不法投棄等に対する行政処分・罰則の強化
  - ②廃棄物処理施設の設置許可制度及び最終処分場対策の整備
    - 廃棄物処理施設に対する定期検査の実施及び維持管理状況等の情報公開
    - 設置者が不在となった廃棄物最終処分場の維持管理義務の創設 等
  - ③廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進
    - 産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化 等
    - 廃棄物処理業者の連鎖的な許可取消しの是正
- (廃棄物の適正な循環的利用の促進)
  - ④廃棄物多量排出事業者の処理計画の公表・評価の徹底
  - ⑤途上国で処理困難だが、我が国で処理可能な国外廃棄物の輸入の推進
  - ⑥廃棄物の焼却処分等に伴う熱回収の徹底
- ○12月1日に報告書案へのパブリックコメントの募集を終了したところであり、本年末を目途に、報告書を取りまとめる予定。

### 効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について

#### 【背景】

- ○近年、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づく排出測定データの改ざん 等、一部の事業者による不適正事案が頻発。
- ○地球温暖化を始めとする環境問題の多様化、公害防止エキスパートの大量 退職等により、事業者・地方公共団体の公害防止業務が構造的に変化。
- ○これらを受け、本年9月から中央環境審議会公害防止取組促進方策小委員 会において検討。

### 【検討状況】

- ○これまでの審議で検討を行っている事項は以下のとおり。
  - ①排出測定データの未記録・改ざんへの対応 現行法では排出データの記録等の義務があるものの、罰則がないことについて 等
  - ②排出基準超過時における事業者による改善対策の促進

早期改善と原因究明、再発防止を図るための事業者の取組の促進について等

- ③地方公共団体の機動的な対応の確保
  - 改善命令等の発動要件の見直し(大気汚染防止法)
  - 「事故時の措置」の対象物質・施設の拡大(水質汚濁防止法)
- ④事業者の適確な公害防止管理の促進
  - 汚染物質の排出削減に関する事業者の責務について
  - 事業者の環境報告書等による排出測定データ等の公表について
- ○現在、答申案についてパブリックコメントを実施中。平成22年2月頃に 答申を取りまとめる予定。

# 生物の多様性の保全のための民間活動の促進について

## 【背景】

○平成20年に生物多様性基本法が成立。国民又は民間の団体が行う生物の 多様性の保全上重要な土地の維持及び保全等の活動の促進を図るための 仕組みの構築等について規定。

# 【検討状況】

○来年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向け、優れた自然を有する土地の所有者と管理者の仲介等、生物の多様性の保全のための民間活動を促進する仕組みについて検討中。